

1月25日、政府は平成25年度「税制改正大綱」を発表しました。

この「税制改正大綱」は法案が可決されておらず、変更となる可能性があります。今回は、「案」段階ではありますが、個人に影響のある一部をご紹介します。

## 相続税の基礎控除が引き下げ

(平成27年1月1日以後の相続等による取得財産から適用予定)



相続税の基礎控除は右図のように現行より4割削減され、課税対象となる相続人の増加が見込まれています。

現行	5,000万円	+	1,000万円	×法定相続人の数
改正案	3,000万円	+	600万円	×法定相続人の数

さらに、最高税率が引き上げられたことにより、相続税の納税資金準備等はもちろんですが、財産額の把握や財産移転等の事前準備などの重要性も高まってきます。

## 子や孫への教育資金の一括贈与が非課税に

(平成25年4月1日から平成27年12月31日までの贈与に適用予定)



この制度は、祖父母がもっている資産を孫などへの若い世代に移転させることで、消費等の経済活動を活発にさせようとする狙いがあります。

要件として、次のようなものがあります。

贈与を受ける者	30歳未満の直系卑属(子や孫)
贈与する財産	教育資金に充てるための金銭等
贈与財産の贈与手段	金銭等を信託銀行等へ信託する
非課税限度額	1,500万円

今回の制度では、信託銀行等が実際に教育資金として利用されているか、領収書を保管して用途をチェックし、塾など学校以外の教育機関に支払う場合は非課税枠の上限が500万円とされます。

さらに、贈与を受けた者が30歳になった時点で、残額があった場合、その残っていた金銭等に対して贈与税が課税されます。つまり、孫に対して単に1,500万円ずつ贈与することで相続財産を減らし、相続税への課税を少なくするということは出来ない仕組みになっています。

教育資金が将来的にどれくらいかかるか事前に確認する手間はかかりますが、従来にはなかった制度ですので、利用する価値は大いにある改正案となっています。

今回ご紹介した「税制改正大綱」は、前述の通り、まだ決定されていないため、修正等がある可能性もあります。正式に決定しましたら、本紙もしくは巡回時等にご案内させていただきます。

